

第十九回国会 衆議院 農林委員會 會議録 第三十二号

昭和二十九年四月十七日(土曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 佐藤洋之助君 理事 網島 正興君

理事 福田 喜東君 理事 金子與重郎君

理事 芳賀 貢君 理事 川俣 清音君

秋山 利恭君 遠藤 三郎君

小枝 一雄君 佐藤善一郎君

寺島隆太郎君 松岡 俊三君

神戶 眞君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 永井勝次郎君

稻富 稜人君 中村 時雄君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官 大坪 藤市君

(畜産局長) 柴田 榮君

林野庁長官 白井 俊郎君

農林事務官(林野庁 林政部林政課長) 井上 綱雄君

農林技官(畜産 局課長部長) 難波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

委員外の出席者

農林事務官(林野庁 林政部林政課長) 白井 俊郎君

農林技官(畜産 局課長部長) 井上 綱雄君

專門員 難波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

四月十七日

委員井手以誠君辭任につき、その補

欠として永井勝次郎君が議長の名

で委員に選任された。

四月十七日

酪農振興法案(内閣提出第一五四号)

同月十六日

購置資金貸出に関する請願(助川良

平君紹介)(第四四〇四号)

本炭公営検査強化に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四四〇五号)

同(黒金泰美君紹介)(第四四六二

号)

同(尾関義一君外一名紹介)(第四四

六三三号)

国有林野払下げに関する請願(鈴木

善幸君紹介)(第四四〇六号)

上吉田町及び島木町地内国有林野払

下げに関する請願(大橋武夫君紹介)

(第四四二四号)

北潟湖国営干拓事業実施に関する請

願(齋木重一君紹介)(第四四二五

号)

中央競馬による益金の一部を共同募

金会に交付に関する請願(田子一民

君紹介)(第四四八七号)

保温折衷苗代設置に要する温床紙購

入費国庫補助に関する請願(小川平

二君紹介)(第四四九八号)

同(松平忠久君紹介)(第四四九九

号)

同(秋元たけ子君紹介)(第四五二六

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

保安林整備臨時措置法案(内閣提出

第一一〇号)

国有林野法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一四四号)

酪農振興法案(内閣提出第一五四号)

土地区画整理法案及び土地区画整理

法施行法案について、建設委員会に

連合審査会開会申入れの件

○井出委員長 これより会議を開きま

す。

保安林整備臨時措置法案及び国有林

野法等の一部を改正する法律案、右両

案を一括して議題といたし、前会に引

続き質疑を行います。永井勝次郎君。

○永井委員 この場合長官にお尋ねを

いたしたいと思うのでありますが、国

有林野整備の臨時措置法が一年延期に

なることに提案されておられるわけで

ありますが、この一年延期の性格をはつき

りと伺いたいのであります。それは過

去における整備の処理が未整備の分に

ついて、すなわち事務的処理が遅れて

おるために一年延期をして、そこでこ

れを処理しようという性格の一年延期

であるのか、あるいはもつと広汎な角

度から整備をする必要があるというた

めの一年延期であるのか。その一年延

期の内容、性格について正確にお伺い

をいたしたい。

○柴田(衆)政府委員 今回改正をお願

いいたしております期間延長は、私

どもといたしましては、一応国有林野

整備臨時措置法に規定いたしております

範囲において、地方別なニュアンス

を入れまして、相当広範囲に考えまし

た対象を事務的に処理するという処理

が、調査にあるいは関係地元との連絡

に、相当予期以上の時間を費したとい

うために、法律の規定範囲内において

非常に無理があるということ、特に

昨年の東北、北海道地方を主体といた

しますと冷害、凶作等のために、地元が

経済的にも非常に不況に立っている。

従つて計画等に事務的な遅滞を来した

という実情がありますので、それを適

正に行うために相当の余裕を持ちまし

て、会計年度とあわせて二十九年度一

ぱい御延期をお願いしたい、こういう考

え方、あるいはこれの処理の仕方とい

う角度を考えた林野整備を拡充するとい

う考えは、現在持つておられません。と

申し上げます、この問題は従来も、私

どもといたしましては国有林の性格を

いまだ少し明確にして再検討いたすべき

であるという考え方を持つておつたの

でございますが、今回治山治水の基本

対策を押し進める上におきまして、こ

の一案といたしまして、最も重要な地

域の保安林の買上げ、国有林事業の実

行という問題とあわせて国有林と

いうものの性格に相当明確な面が打出

されて参るということになつて参りま

したので、この際これらをあわせまし

て国有林の性格を再検討いたし、近い

将来に国有林、民有林を通じます所有

の区分の根本を打立てて、さらに整備

の問題を進展させるべきである、かよ

うに考えておりますので、一応ただい

まの国有林野整備臨時措置法は内容を

この程度で打ち切らしていただきたい、

かような考え方で進めておる次第であ

ります。

○永井委員 国有林野の整備にしろ、

あるいは保安林のいづ／＼な問題にし

る、やはりそれの基盤となるものは、

林政の性格を明確にし、国土計画とい

う地盤の上こういう問題を打立てて

行くことでなければ、正しい方向とい

うものは打出せない、こう考えるので

あります。そういうような意味からわ

れわれは考えまして、今回の林野庁がと

つて参りました国有林野の整備の考

え方、あるいはこれの処理の仕方とい

う面については、われ／＼は必ずしも賛

成することのできない部分が非常に多

いのであります。今までの国有林野整

備の仕方というものは、単に地勢的な

条件、あるいは所有権のいづ／＼入り

まじつたというような条件、そういう

ような形勢的な条件からだけであつ

て、これの基盤となり、前提条件とな

る土地の利用区分の調査というよう

なものが正確になされてない。そうし

て地勢的な条件だけでこういうような

整備を進めて行くというところにつ

いては、われ／＼は相当危険を感じて来

たのであります。さらにこれが一年延

期されたということについては、もと

もこの林野整備のできましたときの

いづ／＼な条件、必ずしも林野庁はこ

れに賛成したものじやなくて、そのと

きのいづ／＼な政治的な諸条件から押

されてこういうところになつて来た、

こう考えるのであります。さらにこ

れが一年延長されたところ、ここに

は、われ／＼はここに区切りをはつき

りつけておきません、一年間、さ

らに一年間という小さな延長にな

るかもしれないと考えるのでありま

す。そこで何うのであります。長官

のお説によりますと、今まで林野整備

の対象になつたのは十五万八千町歩内

ような立場で切られて行くという状態であり、この管理について林野庁ではどういふふうにお考えになつておるか。来年は各市町村長の選挙があり、この選挙の場合には、何十年先の林野の健全な育成ということよりも、当面の選挙に有利にこれらの問題を利用することの方が急であらうというふうに思われるのでありますが、そういうような条件から、どん／＼木を切つて学校を建てるとか、いろ／＼な公営物を建てるというふうなことで、町村に払い下げたことによつて林野は急激な荒廃の道をたどつておるといふような状況であります。これに對して林野庁は、今後どのような管理及び指導をなさる考へであるか、また現在どのような実情になつておるかという、現状に対する把握をどういふふうにしておられるか、これを伺いたい。

○柴田(衆)政府委員 私どもの当初のねらいといたしましては、国有林と一緒に経営するよりも、町村におまかせしてさらに集約な経営をお願いできるといふような見込みを持つて林野整備を進めることにいたしました次第であり、すが、ただいま先生のお話のように、これが契約にあつてはまことに合理的な、計画的な経営をするというお約束をいたしまして、結果から見ましても、ただちに一度に伐採するといふような事態も起りまして、非常に私どもも所期に反する結果を危惧いたしました次第でございます。これは当初においでさうな傾向が非常に強かつたのでござい、す。従ひまして、何としてもこのことはひとりで林野行政として困るばかりではなく、地元のためにも長い将来

に非常に大きなマイナスを生ずるといふ危険があると思われ、すので、その後、慌り払い、いたした結果に對しまする施業の計画性につきまして、嚴重に契約においてお約束をいたしまして、これが実行を監視するといふ方向をとつておりまして、非常に極端なものにつきましても、二、三はあつたのでござい、すが、最近では契約をいたす前に十分お約束をいたし、その見通しをつけて進めておるのでござい、すので、当初のようにはなはだしい不都合もないと存じ、す。が、今後十分、長い将来これを合理的に経営していただくま、して、林野行政の一環としての御協力とあわせて地元の長い経済に寄与するやうな方向に、一層強力な指導もいたして参るといふことにいたしたい、かように考へております。現在といたしましては、当初ほどさうな不都合が頻発するといふ情勢は大分緩和されたといふふう

○永井委員 この林野整備法が進むことによつて、払い下げの手續が完了したことによつて、町村が代金を納入する場、合に、その代金をどういふふうにするかといふことを一番心配して、いたのでありますが、貧弱な町村ほど同うとこ、ろによつて代金の即納が多い。北海道は非常に延納が多いのでありますが、東北地方は代金を即納しておる。しかもその即納の資金は銀行融資にまつておるといふ話を聞くのでありますが、銀行融資は、現在市中銀行は短期融資であり、すから、このやうな林野の払い下げにあつて、短期金融の銀行の融資によつて代金を即納するといふことは、これはとりもなおさず、さつそく山

を切るということにほかならないことであり、すが、さういふやうな形において現在整備を進める事務を運ぶことによつて、林野の希望するところは、払い下げた林野の集約利用といふことであり、す。しかし代金の面において短期金融の銀行融資によつて代金を即納しておる、さういふことになれば、もうこれは切れといふことと一緒に、す。が、さういふ関係はどうなつておりますか。しかも中にはこれらの代金即納については、パルプの資本であるとか、あるいは業者の資本であるとか、さういふものが裏づけになつて、これらの林野を担保として、延納するといふやうなことでいろ／＼な制約を受けるよりは、早く町村の所有にして、町村でこれらの財産処分が自由にして、さういふ取運びをすることがよろしい、さういふやうなことで、もう払い下げるときから切ること、が前提になつておるやうに考へられるのであり、す。さういふ傾向が特に東北地方に多いやうに考へられるのであり、すが、この点は長官はどういふふうにお考へになつておりますか。

○柴田(衆)政府委員 林野整備臨時措置におきましては、十箇年間の延納措置も認められており、すが、私どもも極力これが資金の無理をさせないやうにと、いふことで、相当強力に指導はいたして参つたのでござい、すが、ただいまお話の通り、実は二十七年年度実施分につきまして、東北地方に予期に反して現金即納が非常に多かつたのでござい、す。これらの内容を、お話しに検討いたしてみますと、お話しに通り、しるに業者がバックしたしており、すが、それによつてすでに荒払いを約束

して資金を確保するといふやうな点があり、まして、結果から見まして非常に不都合を生ずる危険がござい、ました。中にはややもすると、国有林側が現金即納を懸念したといふやうなことを言われ、まして、現金即納が多かつた事態もあるで、ござい、すが、さういふ指導は当初から一切いたしてはおり、まして、さういふ事態もあつたのでござい、す。二十八年度につきましては趣旨を徹底させ、まして、延納措置の利用を相当程度お進めをいたして、おり、まして、最初には不都合らしきものの現われ、た事態は、その後相当大幅に緩和され、たつと思つて、おります。し、残余の分につき、まして、極力この延納措置を利用していただくといふことによつて資金の手当の無理を除去したして、安定した姿において経営をしていただくといふことに進めたい、かように考へて、おります。

○永井委員 払い下げた林野を政府の担保にとつてあるところでは、ある程度の監督指導が可能であり、すが、代金即納によつて所有権を全然譲渡してしまつた分についての監督指導は、十分できないと思つて、おります。が、さういふ関係はどういふふうにお考へになつて、おりますか。払い下げは今後において起る問題と思ひ、すが、さういふ関係には、町村財政の實力その他を考へ、資金の出所等も十分に検討して、山を食い荒らす一部のボスの食い物になるといふやうなことを、みす／＼見のがすことは、妥当ではないと考へ、まして、さういふ点の取扱ひについて、どういふふうにお考へ、すか。

○柴田(衆)政府委員 契約にあたりまして計画的な植代計画をいたして、おりますが、監督あるいは指導につき、まして、その契約に基いて国有林側といたしまして、指導をいたすことは可能なのでござい、すが、實際問題といたしまして、完全に所有権の行使のできる山につき、まして、森林計画の制約以外には法的な制約はなくなるといふことでござい、すので、ただいま先生のお申された御不安のやうな点は、われ／＼も実は多少の不安を持たざるを得ないのでござい、すが、全体を通じ、まして、特に無理をして即納を促したといふのは、当初の問題でござい、まして、最近では延納契約の分が大部分でござい、すのと、さらに私どもは、それを今後処理いたす者にも徹底してお勧めいたして行くといふ考へで、おりますので、全体を通じて特に不都合な危険はそれほどないのではないかと、思つて、おります。が、極端な場合、に、全然契約を無視して、一時に大面積の伐採を行われ、たやうな事實が、事前に発見できた場合には、契約の解除をも契約に従つて実施いたしたと、いふまで、実は覚悟をいたして、おる次第でござい、まして、この点は、荒り払い、まして、おる次第でござい、す。

○永井委員 林政は今一つの転換期に來て、さういふ思ひ、す。さういふやうな方向にどういふふうに変換するかといふことについては、これはその計画の基礎である国土計画といふものと日本経済の自立といふ、さういふ基礎の中で林政の問題を考へて行かなければならない。林政自体の中において、たゞは林野の面積において、あるいはその蓄積において、あるいは需給これらの施業案において、あるいは需給

の計画において、あるいは国際的、国内的のいふ／＼な今後の経済政策の一環の中において、これらの問題は科学的に検討され、積み上げられなければならない問題であつて、そういういろいろな条件というものが不整備な現在において、林野庁がどのようにしやつちよこばつて計画を立ててみて、それは客観的な諸情勢の中からくすされて来ることは必至であると考えます。従つてまずそういう国全体の経済的な基盤というものを確立して、その中で林野行政の合理的な計画というものを立て、それが新しい事態に即応して行く態勢へ順応させて行かなければならない、かように考えるのであります。従つて現在では、現政府のやつておることは何かという、現象面だけおつかけて、その基本の問題を投げておるということ、非常にさか立ちした経済になつておるわけでありまして、そういうような段階におきましては、たとえば林野の整備であるとか、保安林であるとか、こういういふ／＼な問題については、少くとも林野の林地を失うという問題については、きわめて消極的、最小限度に食いとめて、将来の林政の正しい発展の上の障害になるような条件をできるだけつくらないようにして行く、こういう態度で臨むことが、現在の段階においてとらなければならぬ態度ではないか、かように考えるのであります。従つてこの林野整備について一年間延期されたということとは、その一年の期間にさらに対象になる地域を拡大して行くとか、あるいは整備の性格がかわつて行くような方向においてこれらの問題が取扱われるとか、そういう問題を与えないように

に、先ほど来長官の答弁のありました線に沿つて、これらの問題を最小限度事務処理にとどめておく、やむを得なければ、残余の三万七千町歩内外のこの未処分関係についての限度にとどめるといふ態度で臨んでいただきたいというのを、希望を付しまして私の質問を終ります。

○井出委員長 芳賀貢君。

○芳賀委員 私は前の本委員会において、保安林整備臨時措置法の中で第四條と第六條の関連において、第四條の規定というものは非常に弱いのではないかと、いかうことを指摘して、長官との質疑応答を行つたわけでありまして、その場合長官の御答弁によりまして、この点は将来森林法の一部を改正することによつて補強するというような御意思の表明があつたわけでありまして、この機会に森林法の改正等に対して、いかなる意図を持つておられるかという、一応の構想をお伺いしておきたいと思ひます。

○柴田(衆)政府委員 森林法施行以來、いろいろ小さな問題も起つておりますが、主として森林法を改正して参りたいと思つておりますのは、保安林の整備と関連した問題でございますが、二十五條に規定いたしておられます保安林につきましては、一応農林大臣の責任において指定解除をいたすということになつておりますが、全保安林に關しまして、実質的にこれを行います場合には、この姿で置きますれば、実際には都道府県知事に委任して実査等をいたし、これによつて形式的に農林大臣が責任を負う場合の方が多いというところが考えられますので、特に広範圍において保安効果を必要とするよう

な地域をはつきり限定いたしまして、国土保全のための保安林についても、農林大臣の責任範圍と実施を明確にいたすという点がついて、その他のものについては、実情に応じて受益者が主體となつて、この保安林を盛り立てて整備するといふ考え方から、地方長官に権限を移す分を明確にしたい。さらに保安林と申しますよりも別途の特殊の目的、国土保全以外の目的を持つ、たとえば風致、衛生、魚つき等々の目的を持ちますものについては、保安林という名称を一応はずしまして、現在仮

稱で保護林といふ名称を使つて整理をいたしてみようと思ひますが、さうなことにいたしまして、これはほんとうに特殊の受益者の負担において整備するといふ考えに徹したいといふ考えを持つておりまして、これもでき得れば整理したい、かように考えております。と同時に国家が大きい投資しなければならぬ、たとえば保安施設地区の保安施設等と、その後の維持管理効果の発現等をめぐりましては、国家投資の将来への公平な受益という立場から、今後におきましてはこれらを含めて、でき得れば相当程度に国が所有して、これを管理経営するといふような点をも、森林法においては恒久的に明確にいたしたいといふ考えを持つてゐるのでございます。これと関連いたします問題では、一応保安林整備臨時措置法が恒久法に切りかえられるという場合を想定いたしまして、整備が合理的に行われるといふところまで、森林法をやや強度に整備いたしたい、こ

ういふ考え方でありまして、
○芳賀委員 ただいま長官の申された点は、私もしごく同感に考へてゐるわけでありまして、この森林法を持つ目的というものが、十分の成果をあげ得る場合においては、現在のような緊急した国土保全等の問題というものは、それはど生じなかつたと思ひますけれども、実質的な面を大部分知事に委譲してあるといふような形が、末端に対する具体的な指導性とか、そういう点が欠如した点が非常に多かつたと思ひますが、これらの点に對しましては、可及的すみやかに法の整備等行われてしめるべきであると思ひてゐるわけでありまして、

なおこの第四條の場合であります。これはあくまでも所有者の任意の上に立つての買入れといふ基本的な原則の上に立つてゐるわけでございますが、こゝういふような事態が生じた場合においては、どのような取扱いをされるかといふ点であります。国が地区指定を行つて、相互間において買収の契があがらなかつた場合は、これはやむを得ぬとしても、その場合において、所有者が国に對しては荒渡すに應じた第三者にその地区を荒渡すといふような事態も生じないとは限らぬのであります。そういう場合においては、この法律の規定の中においても、もしこの地区指定を受けた山が第三者に移譲されるような場合、譲渡の意思が生じた場合においては、国が優位性を持つておるということを確認して国に荒渡すことにする、そういうようなことはこの法律の中において処理できるかどうかといふ点でございます。

○柴田(衆)政府委員 あくまでも合意の上で進めたいといふ考えであります。特に今回買上げたいと思はれる

保安林は、特に地域的に申し上げれば比較的奥地、しかも経済性の低い山を時価で、実際には利用困難である、換価も困難であるといふような地域については買上げを進めますので、全体的には割合にスムーズに行くといふ見通しを持つております。しかしながら、ただいまお話のような事態が生ずることは十分あり得る、こゝろ考へております。ただその際にかりに所有が移りました。その所有者が国の指定いたしました保安林の制限事項を十分に盛り入れました森林計画を遵守するといふ場合には、必ずしもただちにこれを買上げなければならぬという理由にはならないと思ひます。十年間の経過におきまして所有者がかわつたために不都合が生ずるといふようなことになりますれば、これによつて私どもは処理する。さらにその後不都合の起る問題につきましては、これを恒久法に移します際に、十分にそれによつてのされるような措置のないように森林法において整備いたしておくべきである、かように考へておりますので、大体実行において不都合なく経過できるという見込みでおるのでございます。

○芳賀委員 次に買収地に対する税の減免の問題であります。第六條の規定による強制買収を受けた地域に對しては税の免除を行うことは当然であると思ひます。ただ問題は、第四條の場合、あくまでも任意による荒渡しであるといふ場合においては、これは何れも国有権的に買入れたといふことにはおそれなく思ひます。そういう建前に立つて、この法律の中においては、四條による買入れに對しては税

は、私もしごく同感に考へてゐるわけでありまして、この森林法を持つ目的というものが、十分の成果をあげ得る場合においては、現在のような緊急した国土保全等の問題というものは、それはど生じなかつたと思ひますけれども、実質的な面を大部分知事に委譲してあるといふような形が、末端に対する具体的な指導性とか、そういう点が欠如した点が非常に多かつたと思ひますが、これらの点に對しましては、可及的すみやかに法の整備等行われてしめるべきであると思ひてゐるわけでありまして、

の減免の措置を講じておらぬということが出ておるわけですが、問題は、国の意思に従つて国に売り渡した者に対しては、税に對する配慮が行われておらぬという問題を常識的に考えた場合において、国に協力した者に対しては普通の税の取立てを行う、今までの六条による保安林整備等に対する施設などの処理を行なかつた者に対しては、これを有権的に買取して、これに對しては税の免除を行つてやるといふことは、何か一つの欠陥があるようにも考えられるわけでありすが、これらの点に對する配慮は、この法律の中においてはどこで講じようとしておりますか。

○柴田(衆)政府委員 その点に關しましてはまことに御指摘の通り、この法律案におきましては、いかにも国の指示に従わないで違反した者が免税の措置によつて保護される、合意によつて協力的に国の施策に順応した方が恩典がないというふうな結果になるという点がありはしないか、私もその点は相當危惧している、折衝いたしたのでございすが、具体的には強制買取をしなればならないような対象に對しまして話が円滑に進みましたものに付しまして、それらはその対象の事実に応じて、運用によつて不公平のないような措置をとるといふことで、大蔵省と話し合ひが進んでおりますので、実質的に不都合はないという考へ方から実はかような進め方をいたしておるわけでございます。御指摘の通り多少の不安はあるのでありますが、これは十分協議をいたしまして、正直に、しかも国策に順応していただきす方たちの不公平のないように、十分

処理できる一応の見込みを立てております。

○芳賀委員 かかる観点からいつても、私はこの第四条の弱さというものは、いろいろな意味において期待に沿わない点が出て来るように危惧するものであります。時間の関係もありますので、次に国有林野法の改正の問題について若干触れたいと思ひます。この中において、林野整備の期限は今年の六月が三箇年間の終期であると思ひますが、それをさらに九箇月延長することが規定されております。当初の計画によりまして、十五万八千二百町歩くらいが整備の一応の対象になつておつたと思ひますが、それが結局二十九年度に七万町歩くらい整備せられぬ地積が残つておるといふように、この資料等によつても解釈していいのであります。そういうことになりまして、国が林野整備に名をかりて地方公共団体等に売却を行つていふような場合において、なぜこの業績が進んでおらぬかということには、何らかの理由が伏在しておると思ひますが、それらの点について簡潔に答え願ひたいと思ひます。

○柴田(衆)政府委員 数字の上で見ますと、二十九年度に実施する分がたいへん多いような結果になつておりますが、実際の事務的な処理といたしましては、売却の評價の調査、従ひまして地積の確定とこれが評價が一番時間を要するのでございすが、すでにそれらは大部分終了いたしております。あとは真に事務的な処理のみが残つておる分が、七万町歩のうちで三万二、三千町歩、これはもうすでに五月一ぱいもたてば完了するところまで

進んで参つております。さらに三万七千町歩の評價調書作成の分につきましても、昨年度内に相当進捗はいたしておりますが、完了いたしてないという筋のものがございしますので、これはおそろく六月一ぱいで全部完了いたすという一応の見込みを立てております。従ひまして、数字的に終期末に差迫つたようなかつこうにはなつておりますが、実行にあたりましては、できるだけ早く年内に一応これらの対象は完了いたしたいという見込みで、一応の完了の目標を立てております。さらに多少のゆとりをもつて会計年度に合せるということ、九箇月の延長をお願いいたしておる、こういう次第でございます。数字ばかりではななく、実行といたしましては仕事の分量が、相當程度進んでおるといふふうに御了解願つてけつこうだと考えます。

○芳賀委員 そういたしますと、これは当初の整備計画を完全に終了させるために、あと若干の余裕が必要であるという考へで延長されるのであつて、これにまた計画を追加して整備を拡大するといふ御意思ではないように考へてさしつかへありませんか。

○柴田(衆)政府委員 さように考へております。

○松岡委員 今の芳賀委員のお尋ねに關連してのこととありますが、御答弁によつては私もとして別個に考へなければならぬ問題がありまして、そのおつもりで御答弁を願ひたいと思ひます。

今の国有林野整備臨時措置法の期限が九箇月延長になつて、来年度の三月三十一日まででありますけれども、北海道、東北六県、新潟県の知事の現地における要望の最も主たる点は、国有林野整備の具体的な実施が遅れたこと、第二番目には市町村と部落との競争を調整して円満な進捗をはかる必要があること、第三番目には市町村の要望があまりにも満たされてないこと、この三つの点が延期の要望の重要な主張であります。過去においてどうして二年間延期してもらいたかといふことを数回農林当局、林野庁に向つて要望している次第でございます。それがわずかに九箇月になつてゐる。当局の方から申しますならば、これを促進する意味において、いかげんな、だら／＼べつたりになるようなことのないように、かように申さることも一応私もとしてうなずかれるのであります。けれども、現地の知事諸公がこゝういふ要望を過去数回にわたつてしてゐるということは、相當な実績を擧つてのこととあります。これは相當に敬意を払つて、親心をもつて仕事のやりいようにしてやらなければならぬ。御答弁次第によつては何らかの処置を講じて、知事諸公の要望にこたへるようになれ／＼委員としては考へなければならぬ。ですからそのおつもりで、現地の第一線にいる知事諸公が一生懸命やつてもなおおつきなかつたときには、これで終りだといふようなことのないように、含みを持つておやりになるお考へがあるかどうか。一生懸命やつてもなおおつきなかつた。市町村の要望があまりにも満たされてないといふ点について、見解の相違などというこのことのないように、第一線にある知事が一生懸命やつてもできなかったといふことを認め、三月三十一日

で断然終りだといふようなことのないといふ含みのあるお返事をいただければ、私も別個の考へを持つ必要はないので、さうにお考への上にお返事をいただきたい。その答弁によつて私も別個の考へを持たなければならぬ。

○柴田(衆)政府委員 ただいまの東北七県知事協議会の御要望に關しましては、私も何も代表県の知事さんから直接御要望を承つております。ただそこに事務があまりにも遅滞してゐるということ、数字をおあげいただいておりますのは、昨日も申し上げましたが、十月現在の数字をもつてお示し願つております。その後相當急速に進展いたしておりますので、その点はお話し合ひをいたしました結果、現在進捗いたしている数字によつて御了承いただいております。さらに部落と地元との競争によつて事務が非常に遅れてゐる、かような事態は青森県において特に多かつたのでございすが、これらの事態も関係の皆様方あるいは第三者等の御仲裁等もありまして、順次片づきつつあります。すでに一応落着いた町村も二、三はございまして、ただいま進行しております。大体お話しがつくといふ見込みはついております。これらの問題が十分御納得の行く点において処理される期間も、私も年度一ぱいを経過すれば可能であるといふ見通しを立てております。なお地元町村等の御希望に對しまして、きわめて満たされないのであるといふこと、これは当初においてはさうな実情もあつたのでございすが、最近実施しております面につきましては、順次御了解願つております。東北

地方あるいは北海道等につきましては、何度も申し上げております通り、国有林の現在の姿から行きまして、相当地のニユアンスをもつてこの問題を処理するということで、その後さらに現地に趣旨を徹底させまして御相談しておりますので、決して満足をお与えするところまで必ずしも御相談がこの法案においてはできない面もあるかと存じますが、一応納得の行く線まではこの法案の結了までには十分御相談をいたし得る確信を持っております。なお根本の問題につきましては、先般申し上げました通り、さらに根本問題として総合的に近い将来において押し進めるといふことを、ぜひとも相談をいたさなければならぬ、かような考えを持つておりますので、近く各知事の協議会等も行われるというお話を承りましたので、直接出向いて皆様方のいろいろな御意見も拝聴して、スムーズに当面の問題の処理とあわせて今後の問題を処理する資料に活用させていただきたいということでお約束をいたしておりますので、御心配をかける点はずなからうと一応見通しを立てております。

○松岡委員 当局としてのお考えはわかりません。昨日も東北六県の知事と私は会って話してあるのであります。ただいまの長官の御説明では、それなう了解を得ている、確信があるとおっしゃるのであるが、むしろ確信がなければできないことでもありません。昨日知事が非常な要望をして、岩手県、青森県は特にはなはだし。山形県はやや実績を示しており、すけれども、そのように非常に要望しているのですから、今後一生懸命にや

つてもできなかったときは、私は言っている。あなたの方では必ずできまうと言いますが、できなかったときはそれで打ち切りとするというのではなないことをもう一べん承らないと。あなたの方は確信がある、確信があるとおっしゃる。それはこの間からよくわかつております。確信がなければならぬことですけれども、それでもまきのうまで東北六県、新潟県の長官連中が、よく御熱心に要望しているのですから、私どもとしては、この一線にある知事の要望も考えてやらなければならぬ。その間をとつていただいような御質問を申し上げている。確信があることはよくわかりますけれども、どうしても現地でできなかった——相手があつたこと、一人相撲じやないですか、そのときは、ということを私は言っている。ですからその含みの御返事をいただきた。

○柴田(榮)政府委員 御趣旨はよく了解いたしておりますが、国有林整備臨時措置法の規定いたしております範囲内においてでき得る範囲のことでは、御相談をいたして一応御了解を願う自信を持っています。こう申し上げてお出するような問題が東北にはあることは先生も御承知の通りでございますが、この問題は、いかに林野整備臨時措置法の期間を延長いたしても、解決できない問題が残されているのでございまして、これは近い将来において別途新しい方法をもつて御相談をしなければ、とうてい完全に——これはなかなかむずかしい問題であります。御相談できると申し上げ、あるいはできないとお話になりましても、そ

こにはこの整備法の改正だけでは完全にはできない問題があると、私は率直に思っております。この問題は別個に、しかもなるべく早い機会に御相談をいたさなければならぬ。そこで、この法律の施行期間において、できるだけ御了解を願うという確信は持つておりますが、いま一段進んだ問題に關しましては、さらに御意見も聞き、いろいろ御審議を願つて、なるべく早い機会に解決をいたしたい、こう申し上げざるを得ないのでございます。

○松岡委員 私はこれ以上というのではない、ただいまきめておられることでもうまく行かなくて残るような問題が必ずあり得ると思うのです。そのときに、ただいま長官のお示しのようなぐあいでは、その範囲内においてできなかった場合は、それを打ち切りにするようなことのないようにということをお尋ねしておるのです。別個の問題は、長官のお説のように私は承知いたします。その範囲内で終らなかつたときには、それは打ち切りにするのではないということをお示しを願いたい。

○柴田(榮)政府委員 どうも見解の相違になるかもしれませんが、私も、私は、十分な時間がありますし、現在の進捗状況から言へば、必ずやり得ると思っておりますが、もし万が一残るようなことがありましたら、これは必ず完了いたすという措置は当然お考えをいたさなければならぬし、その措置はとらざるを得ぬ、かように考えております。

○松岡委員 ただいまの御答弁で私は了承しました。

○芳賀委員 国有林整備臨時措置法の関係に對しましては、来年三月一ぱいに整備計画を完了させるという自信は持つておられると思ひますので、その点は期待いたしておきますが、またこれが長期化して不定期的にばらばらにやるといふようなことでは、これは非常にマイナスになると考えますので、この点は能率的に、また松岡さんの心配されたような点も促進するべきであると考えます。この国有林法の今度の改正点は、ただ単に第三章関係の貸付とか使用、売却等の減免措置を主としてうたつておられるように見られるわけでありまして、この減免という意味は、結局勘案するということになると思ひます。これらの減免を講ずるという行為の陰には、多分に勘案する場合の情実等も加味される危険が出て来なるとは限らないわけでありまして、これらの勘案というものは、いかなる尺度で減免等の措置を講ぜられるのか、それらの点を一応お伺ひしておきたいと思ひます。

○柴田(榮)政府委員 これはさうに個々の個人的な審議をして判断されるというふうな基準ではなく、減免されたい対象が明確になりますので、それらは例外なく取扱い、かつ減免いたします対象をも個々に明確にいたしまして、それらは全部について公平に減免をいたす、こういうことになりまして、さういふ心配は私どもないと思ひます。

○芳賀委員 その場合には、たとえば災害とかいふ減免すべき事象が生じた場合には、農林大臣において一定の対価の基準というふうなものを算定してやられると考えますが、そのような処置を講ぜられるつもりですか。

○柴田(榮)政府委員 災害の程度あるいは範囲等に関しましては、当然一定の基準に基きまして、公平な基礎を出して指示いたすということに相なる、かように考えております。

○芳賀委員 この国有林法は、もともとの所有してある林野を、地元の公共団体とか住民に對して、これをできるだけ効率的に利用させる、しかもこれが林野の育成の上においても貢獻するといふような、地元と国有林との相關関係に立つての、お互いに利益が享受できるといふような形が法のねらいであると考えますが、これらの、たとえば部分林の制度であるとか共用林野の制度といふようなものは、今の段階では、地方によつて十分浸透しておらないような点もあるやに考えられるわけでありまして、わが国におけるところの農業の形態と林業との關係を検討する場合において、山間地等における農業の非常に零細化された形というものは、山に依存しなければ経済が成り立たぬといふような現象が非常に多いわけでありまして、こういう点に立脚して、林野の所有形態をいかにしたらいかにといふような点は、なかなか軽々に論ずるわけにいかぬと思ひますけれども、幸いにして林野を私有して、農業経営の一環として総合的な経営ができる農家は仕合せでありますけれども、それらのものを全然所有することができない零細農等に對しては、近接の国有林等を大幅に利用させるといふことがどうしても必要になつて来ると思ひます。そういう形態がとられた場合におきましては、結局森林法の中にうたつておられるところの民有林に對する一つの社会性を付与するといふ問題と、国有林に對しても地元

住民等に対してできるだけ高度の利用をさせるということ、向々相まつて成果が出て来ることを考えるわけでありすが、このような部分林の制度、共用林野の制度等に対して、これを今の時代に適合するような形で、もう少し積極的な具現化させる方法をお考えになつておられますか。

○柴田(榮)政府委員 お説の通り、土地の所有形態がどういふ形態であることが、最も林業の性格からしていいかというふうな問題につきましては、いろいろ議論もあるかと存じますが、私どもは端的に申し上げます、国営によつて一定の計画のもとに行うということがいいのではないかと考えておりますが、これはいろいろ複雑な問題があると思われまして、少くも現在経営しております国有林を、また別の角度から地元産業と十分密接に関連を持たせて、社会性、公共性あるいは公益性等も加味して経営をして参るといふことは、当然のことであると考へます。しかしその際に、現在あります利用権益といたしましての部分林の制度の活用、あるいは私有林と組合いたしまして、地元産業あるいは生活等の基礎を確保するための共用林の制度を整備すること、これは、これまた当然のことであると私どもは考へております。しかしながら、当然のことが今日までやや趣旨の徹底を欠いて、十分に運営されなかつたといふことも、これまた私どもは率直に認めるを得ないのであります。従いまして、昨年の七月に地元制度推進要綱を確立いたしましたので、各営林局を通じてこれが趣旨の徹底と具体的な相談を進めております。従いまして部分林の増強強化あるいは共用林

の妥当な整備強化等に関しましては、目下具体的に積極的な推進をいたしておりますが、これはいかに私どもが一方的にこれを推進いたしても、御了解を願う面においてこれを受入れていただけない、双方のためにプラスにならないと考へますので、それらの点に關しましては、私どもも十分な努力をいたすつもりでございますが、地元方面に特にお願ひ申し上げて、ぜひともこの制度を十分に生かすという方向に進めたいと考へております。

○芳賀委員 さらにこの地元施設に關しまして、地元市町村に対する交付金の制度がとられておるようによつておられますが、これらの制度は今後も恒久的に、しかもこれが地方公共団体の財政面についても、国有林に対して危険防止とかいふような意味において考慮してあるという建前の上から見て、これをあくまでも持続し、かつ形式的に流れることのないよう、実質的に地方公共団体等の一つの財源としてもそれが喜ばれるといふふうなことは、どうしても必要であると思へますが、またまこういふような点に對しても、大蔵当局などはこれを一般の交付金のようなことに考へて、何れが全体的な面においてはプラスにならないような結果を招来するやうな危惧も感ぜられますので、この点に對しては、林野当局としてはどのように考へておられますか。

○柴田(榮)政府委員 国有林の地元交付金は、私どもは今のところ決して税金と見合ふものではないと考へております。国有林経営のために有形、無形

に地元が御協力願うということに對しては、協賛費であるといふふうな考へておりますので、当然私どもは恒久的に地元経済的な程度に寄与をいたさなければならぬと考へております。あるいはこれを明確に法に規定したて実地するといふことが妥当であるといふやうな考へ方も出て参るのでございますが、現在におきましては、税との関係等で相当複雑な事情があるのをごさいますから、私どもは現在実施いたしておりますもの、は、国有林経営の立場からぜひとも継続しなければならぬといふ考へでおりますので、少しこれを法規の上で明確化するといふ手段は考へさせていたしたいと思います。実質的にはぜひとも継続、かつでき得れば強化いたして参るやうに努力いたしたいと考へておりますが、その点をひとつ御了承願ひたいと思つております。

○芳賀委員 最後に、これとは直接関係はありませんが、戦後の緊急開拓等のために、林野を農耕地地というやうな判断で開拓したやうなことになつておられますが、実際には立木だけ伐採してしまつて、あとはどうも開墾地にならぬといふやうなことが生じまして、放置されておるやうな状態も出て来るのであります。これらは将来を考へましても、全然農耕地としては経済効果は上らぬといふ地帯があるわけでありまして、この点に對しては、国家として放置しておくことは、国家的に見ても非常に不経済なことであると思ひます。これは将来考へるべき問題であると思ひます。たとえば国があるいは地方公共団体等において、これをさらに回収して、買入れ等を行つて、これを

また林野として撫育するやうな方法をとることが必要なことではないかと考へておりますが、この点に對する御研究はなさつておりますか。

○柴田(榮)政府委員 緊急開拓の場合に、早々の間に計画が推し進められたといふことで、必ずしも開拓適地でないものが緊急開拓の対象として買収され、伐採だけ行われて放置されておるものがないとは申されないのでございませう。この問題は、もし開拓利用できない場合には、すみやかに林地に回復して、経済的にあるいは公益的に活用しなければならぬことは当然のことでありまして、農地法におきましては、さらに適地として買収されたものも、不適地といふ問題については、適地審査委員会にかけまして再審査いたして、不適地は旧所有者にもどすという措置をとることになつております。ただ開拓関係のお話を聞きますと、これまた一応開拓計画には入つておりますが、なか／＼予算その他の関係が計画通りに参らないために遅れて参つておるところもある。現在放置されておるものが、しかしながら将来使われなはいと一概に一方的にきめることができない部分もあるやうであります。農地局とも相談いたしておられますが、長期間、少くとも二、三年放置されてい存する土地に關しましては、適地審査委員会に再審査を申し出るやうに、そうして申し出た場合には、ただちに審査をしていただくやうにお願いいたしておられますので、それらの問題は速急にこれが解決をはからなければならぬといふことで、具体的に進めておる次第であります。ただ現実の問題として、まださうなところが相当各

地に残つておることは承知いたしておりますが、具体的な問題として順次私どもは解決して行きたいと考へております。

○井出委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○井出委員長 速記を始めて……。他に御質疑はありませんか。――別に御質疑もなければ、この際福田喜東君より、保安林整備臨時措置法案に対する修正案が提出いたされております。その内容はすでに各位のお手元に配付いたしておる通りであります。この際本修正案の趣旨弁明を求めます。福田喜東君。

○福田(喜)委員 保安林整備臨時措置法案に対する修正案を提出いたします。その案文を読みます。

保安林整備臨時措置法案の一部を次のように修正する。

(1) 附則第三項中第十四条第五項の改正規定中「第十四条第五項」を「第十四条第二項中「清算金を取得する」ときの下に「又は基準目において個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該交換に因り清算金を取得するとき」を加へ、同条第三項中「又は土地の上に存する権利」を「土地の上に存する権利又は立木」に、同条第五項に「第六條の規定により買入れられた場合」を「規定に基づき買入れられた若しくは買入れられな場合」に、「買収若しくは」を「買収、買入若しくは」に、「買収され、又は」を「買収され、買入れられ又は」に改める。

(2) 附則第三項中第十五条の改正規定中「第六條の規定に基づき買入れられ」を「第六條の規定に基づき買入れられ若しくは買入れられ」に、「当該買取」を「当該買取若しくは買入れ」に、「又は当該土地等の買取に因り取得する対価の額」を加える。を「当該土地等の買入若しくは買取に因り取得する対価の額」を加え、同条第三項及び第四項中「又は土地の上に存する権利」を「土地の上に存する権利又は立木」に改める。に改める。

(3) 附則第三項中第十五条の改正規定の次に次のように加える。

第十六条第一項中「又は特別都市計画法」を「特別都市計画法」に、「交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該取用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分を除き、当該土地又は土地の上に存する権利については」を「交換があつた場合又は個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該土地、土地の上に存する権利又は立木に換えて土地、土地の上に存する権利又は立

木を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該取用、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利又は立木のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分を除き、当該土地、土地の上に存する権利又は立木については」に、同条第二項中「又は土地の上に存する権利」を「土地の上に存する権利又は立木」に改める。

(4) 附則第三項中第二十條の二の改正規定を削る。

この修正案の提出の理由は、強制買収の場合並びに相対売買に基づく任意買収、交換等の場合の税のアンバランスを矯正するの目的をもつてこの修正案を提出する次第でございます。

○井出委員長 ただいまの修正案に關し御意見を述べさせていただきます。別に御発言もなければ、これより討論を省略して採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めます。

それでは保安林整備臨時措置法案について採決いたします。

まず福田喜東君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○井出委員長 起立議員、よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除く原案

について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○井出委員長 起立議員、よつて保安林整備臨時措置法案は、修正案のごとく修正すべきものと決しました。

引続き国有林野法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○井出委員長 起立議員、よつて本法案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際保安林整備臨時措置法案に對しまして附帯決議を付したいとの提案が足尾君よりなされております。足尾君の発言を許します。

○足尾委員 ただいま議決せられました保安林整備臨時措置法案に對する附帯決議を付すの動議を提出したいと存じます。

まず附帯決議案文を朗読いたします。

保安林整備臨時措置法案に對する附帯決議

政府は本法の目的を達成するため、左記の措置を講ずべきである。

記

一、本法施行後における運用の実績を徴し、第四条の規定による買入れ措置の強化について検討すること。

二、保安林の保安機能を高度に發揮せしめるため、現行森林法につき再検討を加え、もつて恒久的保安林制度の確立を期すること。

三、国土保全、災害防除の徹底を期するため、治山施設、造林、林道

事業並びに海岸その他の防災造林事業の強化拡充を行うこと。

四、国土綜合利用の見地から、林道の利用開發を一段と積極化して本来の機能を充分發揮せしむると共に、併せて開拓事業との關係をも考慮して、これが強化促進に寄与し得るよう更に一層の考慮を払うこと。

五、民有保安林を買取る場合、不必要にその個所を擴張する事なく、評価については公正慎重を期し、所有者に不安の念を抱かしめざるよう留意すること。

六、森林資源の過伐を防止し、併せて森林の保安的機能の確保に資するため、パルプ用材、抗木、電柱等につき、利用の合理化、未利用資源活用等の徹底の強化を期すると共に、止むを得ざる不足分については外材の輸入をし、貿易方式についても検討すること。

以上であります。

過日來長い間の森林三法の審議の経過にかんがみまして、あえてこの附帯決議を付さんとしたのであります。

が、必ずしも保安林整備臨時措置法案に付することは當を得ておらない点もあらうと思ひますが、趣旨は、森林三法審議にあつて、林野行政全般にも及ぶ趣旨で十分これらの趣旨を今後の運営あるいは施策に織り込まれたという点であります。満場の御賛成をいただきますと思ひます。

○井出委員長 なお次に国有林野法の一部改正案に對して附帯決議を付したいとの申出が永井勝次郎君よりござい

ます。永井勝次郎君。

○永井委員 国有林野法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案を朗読いたします。

国有林野法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議

国有林野整備臨時措置法の実施に當つて、政府は左記の事項に注意して運用すべきである。

記

一部の地方公共団体においては、国より売払いを受けた林野の対価を、市中銀行より短期融資を受け、又は業者よりの出資を受けて国に納入し、その結果当該林野の立木を早期に伐採して売却する等の弊害が見受けられるので、い

やしくも地元民の福祉の増進に寄与しないよう用途にあてられることのないよう、政府は厳に注意すること。

以上であります。何とぞ皆さんの御賛成をお願いいたします。

○井出委員長 ただいまの両案に對する附帯決議に關し御意見があれば発言を許します。別に御発言もなければお諮りいたします。保安林整備臨時措置法案について足尾君の提案の通り、また国有林野法の一部改正法案については永井君提案の通りそれら附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めさよう決しました。

なおお諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に關する衆議院規則第八十六條の規定に基づく報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願

いたと思います、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めさよう決しました。

○井出委員長 この際お知らせいたします。先ほど内閣提出酪農振興法案が本委員会に付託になりました。この際本案を議題といたし、その趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは本案の趣旨について政府の説明を求めます。平野農林政務次官。

酪農振興法案

酪農振興法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 集約酪農地域

第一節 集約酪農地域の指定

(第三条―第八条)

第二節 集約酪農地域における草地の利用(第九条―第十一条)

第三節 集約酪農地域における集乳事業及び乳業(第十二条―第十五条)

第三章 生乳等の取引(第十六条―第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、酪農の合理的

な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度及び生乳等の取引の公正を図るための措置を定め、もつて酪農振興の基礎を確立することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生乳」とは、しぼつたままの牛乳(次項の省令で定める方法による処理を完了していない牛乳を含む)をいう。

2 この法律において「集乳事業」とは、生乳を集荷する事業をいい、「乳業」とは、生乳に省令で定める方法による処理をして飲用牛乳とする事業及び脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいう。

第二章 集約酪農地域

第一節 集約酪農地域の指定

(集約酪農地域の指定)

第三条 農林大臣は、その区域内の農業の発達を図るため酪農を振興することが必要と認められる一定の区域を、その区域を管轄する都道府県知事の申請に基づき、集約酪農地域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をするには、同項の指定を受けようとする区域につき、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項について酪農振興計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

一 乳牛の飼養頭数の増加に関する

二 飼料の自給度の向上に関する

三 集乳事業及び乳業の合理化に関する

四 その他政令で定める事項

3 第一項の規定による指定は、その区域が合理的な酪農経営の成立のために必要な左に掲げる要件を備え、且つ、前項の酪農振興計画がその区域における酪農の振興の方法として適当であると認められる場合でなければ、してはならない。

一 その区域における農用地の利用状況、農業労働条件その他乳牛の飼養に関する条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

二 その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳事業及び乳業の成立のための条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

(集約酪農地域の区域の変更)

第四条 農林大臣は、都道府県知事の申請に基づき、集約酪農地域の区域を変更することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(酪農振興計画の変更)

第五条 都道府県知事は、第三条第二項の酪農振興計画を変更しようとするときは、省令で定める手続に従い、農林大臣の承認を受けなければならない。

(指定の解除)

第六条 農林大臣は、集約酪農地域が第三条第三項に掲げる要件を欠

くに至つたときは、集約酪農地域の指定を解除しなければならない。

2 農林大臣は、集約酪農地域について第三条第二項の酪農振興計画を達成することができないと認められるときは、都道府県知事の意見を聞き、集約酪農地域の指定を解除することができる。

(指定の告示等)

第七条 第三条第一項の指定、第四条第一項の区域の変更又は前条の指定の解除は、告示してしなければならない。

2 第三条第一項の規定による集約酪農地域の指定があつたときは、都道府県知事は、当該集約酪農地域についての酪農振興計画の概要を公告しなければならない。当該酪農振興計画を変更した場合におけるその変更の概要についてもまた同様とする。

(助成)

第八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に対し、第三条第二項の酪農振興計画を実施するために必要な経費を補助することができる。

2 国は、第三条第二項の酪農振興計画を実施するために必要な資金の融通のあつたその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 集約酪農地域における草地の利用

(草地改良計画)

第九条 都道府県知事は、酪農振興計画に基づき、毎年度、省令の定めるところにより、その計画に係る

集約酪農地域の区域内にある草地(農地以外の土地で主として養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ)について、当該年度における改良予定面積、改良の方法その他草地の改良又は保全に関し必要な事項についての市町村別の計画を定め、これを公表しなければならない。

(都道府県又は市町村の行う草地改良事業)

第十条 都道府県又は市町村は、前条の規定により定められた計画を達成するため必要があるときは、その区域内にある草地につき左に掲げる事業(以下「草地改良事業」という)を行うことができる。

一 かんがい排水施設、牧道その他草地の保全又は利用上必要な施設の施設又は変更

二 草種及び草生の改良

三 その他草地の改良又は保全のため必要な事業

2 都道府県知事又は市町村長は、草地改良事業を行うときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行うべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、質権、賃借権又は政令で定める使用収益の権利を有する者に通知し、その同意を得なければならない。

3 前項の通知を受けた者が通知を受けた日から二十日以内に、都道府県知事又は市町村長に対し、その所有し、又は使用収益する草地

についての同項の通知に係る草地改良事業を実施することに同意しない旨の書面による申出をしなかつた場合には、その者は、当該期間の満了の時に、その実施に同意したものとなす。

4 第二項の草地改良事業計画に係る草地の一部について前項の同意しない旨の申出があつた場合において、その申出に係る草地を除いてもその草地改良事業計画の実施に重大な支障がないときは、都道府県又は市町村は、その草地を除く第二項の地域内の草地について、当該草地改良事業計画に基づく草地改良事業を行うことができる。

5 都道府県又は市町村が行つた草地改良事業により生じた施設の維持管理に関し必要な事項については、条例の定めるところによる。

6 第二項から前項までの規定は、都道府県又は市町村が集約酪農地域の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。

(草地の形質変更の届出)
第十一条 集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開き、造林その他の行為をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届け出なければならない。

第三節 集約酪農地域における酪農事業及び乳業
(酪農事業施設の設置)
第十二条 集約酪農地域の区域内において、集約酪農施設又は乳業施設で政令で定めるもの(以下「酪農事業施設」という。)を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該酪農事業施設の設置場所が集約酪農又は乳業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

二 当該酪農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に應ずることができものであること。

三 当該酪農事業施設の設置によつて当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。

四 その他当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての酪農振興計画に適合するものであること。

(酪農事業施設の届出)
第十三条 第三条第一項の規定による集約酪農地域の指定があつた場合において、その指定の際現にその区域内において酪農事業施設を設置している者は、その指定があつた日から三十日以内に、省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(酪農事業施設の変更)
第十四条 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき省令で定める変更をしようとする者は、省令で定める手続に従

い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第十二条第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(集約酪農施設の開始等)
第十五条 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき集約酪農若しくは乳業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につき集約酪農若しくは乳業を廃止し、若しくは省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 生乳等の取引
(契約の文書化)
第十六条 集約酪農又は乳業を行う者に生乳、脱脂乳又はクリーム(以下「生乳等」という。)を継続して供給することを目的とする生乳等の販売に関する契約(以下「生乳等取引契約」という。)については、当事者は、書面によりその存続期間、生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡の方法その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2 生乳等取引契約を結び、又はこれを変更した場合においては、当事者は、前項の書面の写(変更の場合には、変更に係る部分の写)を、省令の定めるところにより、都道府県知事に提出しなければならない。

但し、集約酪農又は乳業を行う農業協同組合とその組合員たる生乳の生産者とが結ぶ生乳等取引

契約については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、当該契約の当事者に対し、その内容を改善すべきことを勧告することができる。

(都道府県知事の行うあつ旋)
第十七条 生乳等取引契約につき紛争が生じたときは、当事者の双方又は一方は、政令の定めるところにより、手数料を都道府県に納付して、都道府県知事に対し、あつ旋を申請することができる。

第十八条 都道府県知事は、前条のあつ旋を、あつ旋委員により行わなければならない。

2 あつ旋委員は、都道府県知事が、事件ごとに、第一号に掲げる者の中から各一人及び第二号に掲げる者の中から一人以上を指名する。

一 各当事者の推薦した者
二 学識経験を有する者の中から都道府県知事が毎年前もつて委嘱したあつ旋委員候補者

3 前項第一号に掲げる者の中から指名されたあつ旋委員に要する費用は、政令の定めるところにより、当事者の負担とする。

第十九条 あつ旋委員は、当事者の意見を聞いてその事件の解決に必要な協定案を作成し、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 当事者は、前項の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これをあつ旋委員に提出しなければならない。

第二十条 あつ旋委員は、あつ旋が終了したとき、又はあつ旋が成功する見込がないためこれを打ち切つたときは、その経過及び結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第二十一条 都道府県知事は、当事者の一方又は双方が第十九条第一項の協定案を受諾することを拒否した場合において、生乳等の公正な取引を促進するため必要があると認めるときは、当事者の秘密を除きあつ旋の経過及び協定案を公表することができる。

第四章 雑則
(報告)
第二十二条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、生乳の生産者又は集約酪農若しくは乳業を行う者から必要な報告を求めることができる。

第五章 罰則
第二十三条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項の規定による承認を受けずに酪農事業施設を新たに設置した者

二 第十四条第一項の規定による承認を受けずに酪農事業施設につき同項の省令で定める変更をした者

第二十四条 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

した者は、三万円以下の過料に処する。

第二十五条 第十一条、第十三条又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において、政令で定める。

○平野政府委員 たいま委員長から御報告になりました酪農振興法案の提案理由を御説明申し上げます。

食糧の増産をはかり、その自給度の向上をはかることがわが国経済自立のための基本的な要件であります。このため、食生活を合理化して米食偏重から脱却するとともに現在の農業経営方式を養畜特に乳牛を取り入れたいわゆる畜養農業経営に改善することが、きわめて有効適切な方策であります。これはますます多言を要しないところであります。

幸いここ数年間における酪農の発達には顕著なものがあつて、乳牛頭数において三十数万頭、牛乳生産高において三百五十万石を越えるに至つてゐるのであります。牛乳、乳製品に対する需要も旺盛をきわめ、昨年度におきましては、増産にもかかわらず品不足という現象すら随所に生じたのであります。このような傾向は、酪農発展のためかつは日本農業発展のため大いに慶賀すべきことと存するのであります。が、わが国の酪農の現状は、その内容に立ち入つて考察いたしますと、必ずしも樂觀し得ない多くの悪条件を備へてゐるのであります。わが国の酪農

の特つ基本的な弱点といたしまして、乳牛飼養農家の飼料基盤が弱く、購入飼料により多く依存いたしてゐるため牛乳生産費が高いこと、乳牛の飼養密度が非常に稀薄でありますため集乳費がたいへん高いものにつくこと、従つてまたこれを処理加工いたします工場も小規模な非効率なものになり、しかもこういつた工場が濫立してゐるために中間経費がよけいにかかること等があげられるのであります。こういう傾向は、最近の高乳価によりましてかえつて強まりつつあるように見受けられるのであります。このような悪条件が積み重なつておりますため、わが国の現在の乳製品の価格は諸外国と比較いたしまして著しく割高にならざるを得ないのであります。このことは、国民に高価な牛乳、乳製品を供給することになり、ようやく普及して参りました牛乳、乳製品に対する消費を抑制し、食生活の合理化に支障をすら与えることにならうと思ふのであります。しかもこのような悪条件のもとにおいて営まれる酪農経営は、一般的に乳価、飼料価格その他の経済事情の変動に影響されるところが大きく、きわめて安定性のない経営になつてゐるのであります。従いまして今後の酪農振興の目標は、これら酪農を取巻く悪条件を急速に除去し、国際競争に耐え得、しかも少々の経済事情の変動にも動じない酪農を建設することであるうと考えるのであります。幸い酪農に對する認識の高まつております現在の酪農振興の方向を明示し、豊富低廉なる牛乳、乳製品を供給し得る基盤を整備いたしますことは、日本農業発展のための大計であらうと信ずるものであります。以上が本法案提案の趣旨であります。以下簡単にその内容を御説明申し上げます。

第一に集約酪農地域の建設であります。自然的経済的条件等が酪農に適する地域を選定し、飲用牛乳又は乳製品原料乳の供給地域といたしまして、乳牛の飼養密度が濃厚であり、合理的な酪農経営が得られる地域に育成しようとするのであります。御承知のように昨年以來、政府におきましてはジャージー種の乳牛を輸入いたし、乳製品原料乳地帯としての集約酪農地域の建設を行つて参つたのであります。今後にはさらにホルスタイン種の乳牛につきましても、乳製品原料乳地帯としてのみならず飲用牛乳地帯として本法により集約酪農地域に選定して、有畜農家創設特別措置法に基いて集約的に導入しようとするものであります。さらにまた集約酪農地域におきましては、従来開発が十分行われていなかつた草地につきまして地方公共団体がみずから積極的に改良を行い、合理的な乳牛飼養の基盤たらしめるとともに、牛乳の集約処理加工施設につきましても、その設立または変更につき都道府県知事の承認を要するものとし、非能率的な施設の濫立を防止し、牛乳の生産と均衡を保持させようとしたしてゐるのであります。

第二に牛乳の取引につきましてその公正化をはかつたこととあります。今後酪農の発展に伴い、牛乳、乳製品の豊富低廉な供給が期待されるわけですが、その結果やもすれば、価格変動に伴う負担が農家側により多くしわ寄せされる可能性もあります。これを防止し、公正な牛乳の取引が行われて酪農経営の安定に資するよう契約の文書化を促進するとともに、取引についての紛争について簡易かつ公正なあつせん制度を設けたのであります。

以上が本法の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

○井出委員長 この際連合審査会開会申入れの件についてお諮りいたします。目下建設委員会におきまして土地区画整理法案、同土地区画整理法施行法案を審査中であり、御承知の通り現在の土地区画整理事業は、都市計画法及び特別都市計画法に基いて運用され、その施行法案に関する重要事項は、これらの法律において準用する旧耕地整理法の規定によつてゐるのであります。この旧耕地整理法は、明治四十二年に制定され、昭和二十四年に廃止されたものでありまして、その規定は、その後における社会情勢の変化に即応しない部分もあり、また市街地に適合しない部分も多々ありますので、今回の両案によつて、単独法を制定し、関係事項の整理調整を行おうとするものであります。従つて現在の都市拡張の傾向その他の事情から見て、本委員会といたしましても重大な関心を有するところでありますので、この際建設委員会に対し連合審査を求めたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。なお連合審査会の日時等は主管の委員長とも協議の上決定したいと思ひますので、委員長に御一任願ひしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。午後零時二十三分散会

〔参照〕

保安林整備臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書
国有林野法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月二十一日印刷

昭和二十九年四月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局